

○自動車環境総合改善対策費補助金に関する運用方針

平成 31 年 3 月 28 日	国自環第 187 号 国自旅第 289 号 国自貨第 148 号
令和 2 年 3 月 30 日	国自環第 164 号 国自旅第 310 号 国自貨第 160 号
令和 3 年 3 月 31 日	国自技環第 206 号 国自旅第 498 号 国自貨第 131 号
令和 4 年 3 月 31 日	国自技環第 195 号 国自旅第 560 号 国自貨第 128 号

この運用方針は、自動車環境総合改善対策費補助金交付要綱（令和 4 年 3 月 31 日付け国自技環第 194 号、国自旅第 559 号、国自貨第 127 号。以下「交付要綱」という。）に定める自動車環境総合改善対策費補助金の交付について、必要な事項を定める。

1. 用語

この運用方針において使用する用語は、交付要綱において使用する用語の例による。

2. 補助対象事業者要件

(1) 補助対象事業者要件 [バス・タクシー] (交付要綱別表関係)

- i. 交付要綱別表に定める一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者に準ずるものは、道路運送法第 3 条第 2 号に規定する特定旅客自動車運送事業者（但し、長期契約による企業の従業員、学校の生徒、一定の障害者等の輸送を行う者に限る。）とする。
- ii. 交付要綱別表に定める自動車リース事業者に準ずるものは、次のとおりとする。
 - ① 自らが所有する電気バス等、優良ハイブリッドバス（専ら乗合タクシーに使用する電気タクシー及びプラグインハイブリッドタクシー、電気自動車用充電設備等を含む。）を一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者に貸与の上、旅客運送を委託する地方公共団体（事業 I において、自動車局長の補助事業の認定を受けた事業計画書に、導入自動車の所有者として記載された地方公共団体以外の者を含む。）
 - ② 特定旅客運送事業者に自らが所有する電気バス等、優良ハイブリッドバスを貸与のうえ、旅客運送を委託する学校法人又は企業等
 - ③ バス事業の分社等により、自らが 50%を超える出資比率によって設立した子会社たる一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送

事業者は、自らが所有する電気バス等、優良ハイブリッドバスを貸与する者

(2) 補助対象事業者要件〔トラック〕(交付要綱別表関係)

- i. 交付要綱別表に定める一般貨物自動車運送事業者に準ずるものは、貨物自動車運送事業法(平成元年12月19日法律第83号)第2条第3号に規定する特定貨物自動車運送事業者(但し、長期契約により専ら一の荷主の依頼に応じ物資の輸送を生業とする者に限る。)、同第4号に規定する貨物軽自動車運送事業者とする。
- ii. 交付要綱別表に定める自動車リース事業者に準ずるものは、自らが所有する電気自動車用充電設備等を交付要綱別表に定める事業者を使用させる者とする。

(3) 補助対象事業者の認定(交付要綱別表関係)

交付要綱別表に定める大臣の認定は、補助金の交付申請の審査と併せて資格審査を行い、補助金の交付決定をもって認定されたものとする。

3. 補助金交付に必要な手続き等

(1) 事業I関係

i. 事業計画の提出(交付要綱第4条関係)

- ① 他の地域や事業者による電気バス、プラグインハイブリッドバス、燃料電池タクシー、超小型モビリティ(以下「補助対象自動車」という。)の集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的事业(以下「地域交通グリーン化事業」という。)を実施し、補助を受けようとする者は、事業の計画(以下「事業計画」という。)を策定の上、国土交通省自動車局長(以下「自動車局長」という。)が別に定める期限までに、様式1に定める自動車局長あての事業計画書を作成の上、地方運輸局長に提出しなければならない。
- ② 事業計画書を提出しようとする者のうち、改造により電気自動車バス等を導入する者にあつては、当該改造に要する費用に係る見積書を二者以上から取得して、その写しを添付しなければならない。ただし、二者以上から見積書を取得することができない合理的な理由がある場合であつて、当該理由及び当該改造の受託者又は請負者を選定した理由を記した書類を添付するときは、この限りでない。
- ③ 事業計画書を提出しようとする者のうち、電気自動車用充電設備等を導入する者にあつては、当該電気自動車用充電設備等の導入に要する費用に係る見積書(電気自動車用充電設備等の本体価格が明記されたもの。)を二者以上から取得して、その写しを添付しなければならない。ただし、二者以上から見積書を取得することができない合理的な理由がある場合であつて、当該理由を記した書類を添付するときは、この限りでない。
- ④ 地方運輸局長は第1項の規定による事業計画書を受理したときは、所用の審査を行い自動車局長に進達するものとする。
- ⑤ 自動車局長は、事業計画書の審査、事業の実施結果の評価を、自動車局内に設置した「地域交通グリーン化事業検討会」に委託するとともに、その他次世代自動車の普及について必要な助言を求めるものとする。

同検討会は事業計画書の審査について、各委員の知見を活かしつつ、あらかじめ公表された審査基準に基づき実施するものとする。

同検討会の体制、審査基準の内容等必要な事項は別に定めるものとする。

- ⑥ 自動車局長は、検討会の審査結果を参考に、事業計画書の内容が補助対象としてふさわしいと認めるときは、当該事業を地域交通グリーン化事業の補助対象案件に認定し、様式2により、地方運輸局長を通じて事業計画提出者に通知するものとする。
 - ⑦ 事業計画書に記載された事業を実施する者のうち、補助対象自動車を導入する者は、上記認定を受けたことにより、交付要綱別表に定める補助対象事業者としての認定を受けたものとする。
 - ⑧ 自動車局長は、予算その他の制約により、事業計画書の内容を変更する必要があると認める場合は、その内容を変更した上で、前項の通知をすることができる。
 - ⑨ 総保有台数に対する次世代自動車の導入割合が低い者について、今年度の認定に際して優先的に行うことがあり、事業計画書の提出に際して別添1を添付することができる。
- ii. 事業計画の変更等（交付要綱第10条関係）
- ① 交付要綱第9条に定める補助事業者は、事業の内容に変更が生じた場合は、別に定める場合を除き、交付要綱第10条第2項の規定により事業計画変更承認申請書を提出する際に、上記認定を受けた事業計画の内容を変更後のものに修正し、添付するものとする。
 - ② 地方運輸局長は前項の規定により修正された事業計画書を受理したときは、所用の審査を行い自動車局長に進達するものとする。
 - ③ 自動車局長は、前項の規定により提出された事業計画書の内容について、補助対象と認められなくなったときは、補助対象案件の認定を取り消すことができる。
 - ④ 自動車局長は前項により認定を取り消した際は、認定を取り消した旨を、地方運輸局長を通じて変更後の事業計画書を提出した者に通知するものとする。
- iii. 認定の取り消し（交付要綱第4条関係）
- 自動車局長は、前条第3項に規定する場合のほか、次に掲げる場合には、補助対象案件の認定を取り消すことができる。
- ① 偽りその他の不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。
 - ② 第3条に掲げる者に該当しなくなったとき。
 - ③ 認定を受けた際に提出した事業計画書（提出した後に変更があった場合は、当該変更を行った後の事業計画書）に記された計画を実施することができなくなったと認められるとき。
- iv. 詳細実績報告（交付要綱第13条関係）
- 補助事業者は、交付要綱第13条第1項の規定により、交付要綱第11号様式による実績報告書を提出する場合にあっては、原則として、様式3に定める詳細実績報告書を添付しなければならない。
- v. 電気自動車用充電設備等（交付要綱第3条関係）
- 交付要綱第3条第十九号の国土交通大臣が指定する電気自動車用充電設備とは、一般用電気工作物（電気事業法第38条第1項に適合する充電設備）のうち、電気自動車に充電するための設備（充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたスタンド式又はポール式の設備に限る。）であって、商用電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電池の充電を制御する機能を共に有する定格出力10kW以上のもの（以下「急速充電器」という。）、交流電源装置のみを有し電池の充電を制御する機能を持たず漏電遮断器及びコントロールパイロ

ット機能（使用、非使用の切り替え可能なもの）を有するもの（以下「普通充電設備」という。）又は電気自動車用非接触式充電設備（電気自動車に充電するための設備のうち、充電コネクタ、充電ケーブルその他の電気自動車バスと有線により接続して充電するための装置を有さないものをいう。）とし、専ら事業用自動車の充電に用いるものとする。

交付要綱別表に定める電気自動車用外部給電設備、車載器及び電気自動車駆動用蓄電池については、申請内容に基づき、その仕様を審査し、認定の適否を判断する。

vi. 事業の完了日（交付要綱第13条第1項関係）

事業Ⅰにおける交付要綱第13条第1項に定める交付決定事業が完了した日は、それぞれ以下のとおりとする。

① 電気バス、プラグインハイブリッドバス、燃料電池タクシー導入自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車又は燃料電池自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日又は電気自動車用充電設備を設置した日のいずれか遅い日から30日を経過した日

② 超小型モビリティ

超小型モビリティ車両の新車新規検査届出日、自動車交通局長から認定を受けた事業計画書上の運行計画に基づく運行開始日又は電気自動車用充電設備を設置した日のいずれか遅い日から30日を経過した日

(2) 事業Ⅱ関係

i. 事業Ⅱに係る補助金の交付予定枠の申込み等〔電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、電気トラック〕（交付要綱第5条第1項及び第3項関係）

① 事業Ⅱにおいては、補助対象車両の使用者たる旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業を経営する者が補助金の交付予定枠の申込みを行うものとし、交付予定枠の申込み及び内定通知については、様式4によるものとする。

② 地方運輸局長は、原則として、予算の範囲内で交付予定枠の内定を行うものとする。

③ 過去に正当な理由無く内定を辞退した者にあつては、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。

④ 総保有台数に対する次世代自動車の導入割合が低い者について、今年度の内定に際して優先的に内定することがあり、申込に際して別添2を添付することができる。

ii. 電気自動車駆動用蓄電池の導入における自動車の制限措置（交付要綱別表関係）

事業Ⅱ交付要綱別表における過去に自動車環境総合改善対策費補助金の補助を受けた者が当該補助年度に導入した車であつて、蓄電池に一定の劣化が認められるものとは、導入した車両の財産処分制限期間を経過し、また、申請書にその蓄電池に一定の劣化が認められる旨の自動車製作者等が証明する書面が添付されているものとする。

iii. 事業の完了日（交付要綱第13条第1項関係）

事業Ⅱにおける交付要綱第13条第1項に定める交付決定事業が完了した日は、以下のとおりとする。

導入電気自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）、電気自動車への改造を行った使用過程車の自動車検査証の交付を受けた日、電気自動車用充電設備等の設

置等が完了した日のいずれか遅い日

(3) 事業Ⅲ関係

i. 事業Ⅲに係る補助金の交付予定枠の申込み等〔優良ハイブリッドバス、天然ガスバス〕（交付要綱第5条第1項及び第3項関係）

- ① 事業Ⅲにおいては、補助対象車両の使用者たる旅客自動車運送事業（一般乗用旅客自動車運送事業を除く。）を営業者が補助金の交付予定枠の申込みを行うものとし、交付予定枠の申込み及び内定通知については、様式5によるものとする。
- ② 地方運輸局長は、原則として、経年車の廃車の有無、経年車の廃車車両の初度登録年月及び登録予定日等を勘案し、予算の範囲内で交付予定枠の内定を行うものとする。
- ③ 過去に正当な理由無く内定を辞退した者にあつては、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。
- ④ 総保有台数に対する次世代自動車の導入割合が低い者について、今年度の内定に際して優先的に内定することがあり、申込に際して別添2を添付することができる。

ii. 事業Ⅲに係る補助金の交付予定枠の申込み等〔優良ハイブリッドトラック、天然ガストラック〕（交付要綱第5条第1項及び第3項関係）

- ① 事業Ⅲにおいて、補助対象車両の使用者たる貨物自動車運送事業を営業者が補助金の交付予定枠の申込みを行うものとし、申込み及び交付予定枠の内定通知については、様式6によるものとする。
- ② 地方運輸局長は、原則として、経年車の廃車の有無、経年車の廃車車両の初度登録年月、事業者毎の補助台数及び登録予定日等を勘案し、予算の範囲内で交付予定枠の内定を行うものとする。
- ③ 過去に正当な理由無く内定を辞退した者にあつては、今年度の内定に際してその事実を考慮することがある。
- ④ 総保有台数に対する次世代自動車の導入割合が低い者について、今年度の内定に際して優先的に内定することがあり、申込に際して別添2を添付することができる。

iii. 協調補助対象（交付要綱第2条関係）

交付要綱第2条第3号において地方公共団体に準ずるものは、地域の自動車環境対策に取り組む一般社団法人及び一般財団法人その他営利を目的としない者であり、かつ、その実施する補助金の交付事業が適切な計画を有するものとし、次に掲げるものとする。

- ① 日本バス協会及び各都道府県バス協会
- ② 全日本トラック協会及び各都道府県トラック協会
- ③ 全国通運連盟
- ④ 東京都営交通協力会

交付要綱第2条及び別表の協調補助対象として地方公共団体に準ずるものの認定の審査は、補助金の交付申請の審査と併せて行うこととし、補助金の交付決定がなされたことをもって認定を行ったものとする。

iv. 事業Ⅲ交付申請要件（交付要綱別表関係）

交付要綱別表に定めるグリーン経営認証制度に基づく認証その他これに準ずる認証等とは、

次に掲げるものとする。

- ① 交通エコロジー・モビリティ財団によるグリーン経営認証制度に基づく認証
 - ② 公益社団法人全日本トラック協会による貨物自動車運送事業安全性評価事業制度に基づく認定
 - ③ 国際標準化機構が制定した国際標準規格 IS09001 又は IS014001 認定制度に基づく認証
 - ④ 前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして大臣が認定する認証等
- v. 経年車の廃車を伴う新車導入における自動車の制限措置（交付要綱別表関係）

廃車する自動車の所有者名義が引取日以前1年間に変更され、所有者名が異なる場合においても同一の所有者とみなし、所有期間を合算して計算できるものは次のとおりとする。

- ① 社名の変更により所有者名が異なる場合。
- ② 事業の合併・譲渡により廃車する自動車の所有者の権利義務を全て継承し、所有者名が異なる場合。
- ③ 親会社と100%子会社の関係又は同一親会社の100%子会社同士の関係の場合。

廃車する自動車の所有者名と新車導入する自動車の所有者名が異なる場合においても、同一の所有者とみなすものは次のとおりとする。

- ① 社名の変更により所有者名が異なる場合。
- ② 事業の合併・譲渡により廃車する自動車の所有者の権利義務を全て継承し、所有者名が異なる場合。
- ③ 親会社と100%子会社の関係又は同一親会社の100%子会社同士の関係の場合。
- ④ 廃車する自動車が、新車導入する自動車を使用する自動車運送事業者等（一般乗用旅客自動車運送事業者及び自動車リース事業者を除く。）の所有する自動車で、新車導入する自動車が自動車リース事業者の所有する自動車の場合。

vi. 事業の完了日（交付要綱第13条第1項関係）

事業Ⅲにおける交付要綱第13条第1項に定める交付決定事業が完了した日は、以下のとおりとする。

導入自動車の新車新規登録日（軽自動車の場合は新車新規検査届出日）又は経年車の廃車を伴う場合は使用済自動車を引き渡した日のいずれか遅い日

(4) 電子情報処理組織による申請等

様式1、様式4、様式5又は様式6による申請については、電子情報処理組織を使用する方法（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条の3の規定に基づき大臣が定めるものをいう。以下同じ。）により行うことができる。

また、電子情報処理組織により行われた申請に係る様式2、様式4、様式5又は様式6による通知については、当該申請を行った事業者が書面による通知を受けることをあらかじめ求めた場合を除き、当該通知を電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。

4. 財産処分制限期間（交付要綱第16条第2項関係）

交付要綱第16条第2項の別に定める期間は、取得した財産の別ごとにそれぞれ以下のとおりとする。

- ① 電気バス、プラグインハイブリッドバス：5年
- ② 電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー、燃料電池タクシー：3年
- ③ 電気トラック：4年（最大積載量が2トン以下の場合にあっては、3年）
- ④ 天然ガスバス、優良ハイブリッドバス：5年
- ⑤ 天然ガストラック、優良ハイブリッドトラック：4年（最大積載量が2トン以下の場合にあっては、3年）
- ⑥ 超小型モビリティ：4年（専ら貸渡用途に用いられる車両にあっては3年）
- ⑦ 電気自動車用充電設備等：5年（電気自動車駆動用蓄電池にあっては3年（電気タクシー及び電気トラック用にあっては2年））

5. 補助金の額等（交付要綱別表関係）

(1) 共通事項

- i. 大臣は、補助金の額について、予算の執行状況に応じて、額の上限の範囲内において決定するものとする。なお、租税公課（消費税等）、車両の運行に伴う経費（登録手続費用、自賠責保険料等）は補助対象経費としない。
- ii. 別表で定めるあらかじめ所有する使用過程車とは、補助対象事業者が導入自動車への改造をせず所有者となり、運行の用に供していた自動車であり、取得から補助対象車両への改造までに1年以上の期間が経過したものをいう。

(2) 事業Ⅰ関係

- i. 電気バス、プラグインハイブリッドバスについては、補助対象とする車両本体価格の上限を8千万円として補助金の額を決定するものとする。また、補助対象経費に補助率を乗じて得た額を補助金の額とすることが適当でない場合については、個別に判断するものとする。
- ii. 超小型モビリティの導入については、1事業あたりの補助対象車両数の上限を100台とする。また、導入計画策定費、導入効果検証費は補助対象経費としない。
- iii. 電気自動車用充電設備の工事費については、以下を上限とする。なお、これらを上限額とすることが適当でない場合については、個別に判断するものとする。

① 急速充電設備…300万円（定格出力10kw以上50kw未満の設備にあっては216万円）

② 普通充電設備…90万円

また、各費目の上限額、審査方法については経済産業省所管「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」と同様とする。

(3) 事業Ⅱ関係

- i. 電気タクシー、プラグインハイブリッドタクシー（ハイヤー事業に用いるものを含む。）については、補助対象とする車両本体価格の上限を600万円として補助金の額を決定するものとする。
- ii. 電気自動車用充電設備の工事費については、以下を上限とする。なお、これらを上限額とすることが適当でない場合については、個別に判断するものとする。

① 急速充電設備…300万円（定格出力10kw以上50kw未満の設備にあっては216万円）

② 普通充電設備…90万円

また、各費目の上限額、審査方法については経済産業省所管「電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電インフラ整備事業費補助金」と同様とする。

(4) 事業Ⅲ関係

i. 補助対象経費と通常車両価格等〔バス〕（交付要綱別表関係）

天然ガスバス及び優良ハイブリッドバスの導入における通常車両価格は、車両の長さごとに、消費税相当額を除き、それぞれ次のとおりとする。ただし、車両購入費の補助金に係る消費税相当額を仕入控除対象外としている事業者については、次の金額に消費税相当額を加算した金額とする。また、これらいずれの場合においても、これらを通常車両価格とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

また、使用過程にあるディーゼル車を天然ガスバスへ改造する場合には、改造に付随して生じる洗浄等の経費は補助対象経費に含めないものとする。

① 7 m以上9 m未満：1,904 万円を通常車両価格とする。

② 9 m以上：2,372 万円を通常車両価格とする。

ii. 補助対象経費と通常車両価格との差額等〔トラック〕（交付要綱別表関係）

天然ガストラックの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額及び使用過程にあるディーゼル車の天然ガストラックへの改造事業における改造に要する経費（改造に付随して生じる洗浄等の経費は含めないものとする。）は、消費税相当額を除き、次のとおりとする。

ただし、車両購入費の補助金に係る消費税相当額を仕入控除対象外としている事業者については、次の金額消費税相当額を加算した金額とする。また、これらいずれの場合においても、これらを補助対象経費と通常車両価格との差額とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

① 最大積載量（減トン前）4 トン未満：73 万円

② 最大積載量（減トン前）4 トン以上：275 万円

優良ハイブリッドトラックの導入事業における補助対象経費と通常車両価格との差額は、次のとおりとする。ただし、車両購入費の補助金に係る消費税相当額を仕入控除対象外としている事業者については、次の金額に消費税相当額を加算した金額とする。また、これらいずれの場合においても、これらを補助対象経費と通常車両価格との差額とすることが適当でない車両については、個別に判断するものとする。

① 最大積載量（減トン前）4 トン未満：77 万円

② 最大積載量（減トン前）4 トン以上：268 万円

6. 他の国の補助金との調整（重複交付の制限）

(1) 自動車環境総合改善対策費補助金は、同目的のもと運営される他の国の補助金（国が特殊法人等を通じて交付する補助金を含む。以下同じ。）を受けた事業には、交付しないものとする。

(2) 大臣は、当該補助金の交付を受けた自動車の登録情報及び電気自動車用充電設備等に関する情報について、他の国の補助金の交付業務を行う者に対して情報提供することができるものとする。

附 則

この運用方針は平成 31 年度予算から適用する。

なお、低公害車普及促進対策費補助金に関する運用方針（平成 31 年 3 月 12 日 国自環第 177 号、国自旅第 264 号、国自貨第 138 号）の規定に基づき補助金の交付申請が行われた事業については、なお従前の例による。

附 則

この運用方針の改正は、令和 2 年度予算から適用する。

附 則

この運用方針の改正は、令和 3 年度予算から適用する。

附 則

この運用方針の改正は、令和 4 年度予算から適用する。